

(証券コード：7834)

平成30年8月13日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田一丁目8番13号

マルマン株式会社

代表取締役 金 在 昱

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年8月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------|--|
| 1 日 時 | 平成30年8月28日（火曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館 707号室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3 目 的 事 項 | |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 4 その他株主総会招集に関する事項 | |
| ① | 代理人によるご出席の場合、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。その場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 |
| ② | 議決権行使書面に各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト(<http://www.maruman.co.jp/>)において周知させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、「健康」をキーワードとしてゴルフ事業と健康食品関連事業を行っております。

吸収分割の対象である健康食品関連事業では、健康食品、禁煙関連商品、音波振動歯ブラシ、美容系商品、健康機器等の企画及び販売などを行っております。

当該事業は、取扱品目数の増加と販路の拡大により過去数年間で売上高が大きく増加し、当社における重要度が急速に増してきている事業分野であります。一方で当社の主力事業であるゴルフ事業とは、販路や営業方法が異なることから過去にも別法人で経営管理した経緯があり、その後管理コスト削減の目的で統合し現在に至っております。今般、事業規模拡大に伴い、別法人として事業マネジメントを明確化し、市場環境の変化に臨機応変に適切でできる経営体制を構築することが必要と判断いたしました。

会社分割の方法につきましては、円滑な事業承継などの事情により分割準備会社として「マルマンH & B株式会社」を設立し、同社に事業を承継する吸収分割にて行うことといたしました。

2. 吸収分割契約の内容の概要

マルマンH & B株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）と締結した吸収分割契約書の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書（写）

マルマン株式会社（以下「甲」という。）及びマルマンH&B株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2018年7月20日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲の健康食品（サプリメント、清涼飲料水）、禁煙関連商品、音波振動歯ブラシ、化粧品及び健康機器等の製造、販売及び輸出入等に係るヘルスケア事業（以下「承継対象事業」

という。) に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条 (当事者の商号及び住所)

甲 (吸収分割会社) 及び乙 (吸収分割承継会社) の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：マルマン株式会社 (但し、本効力発生日 (第6条に定義する。以下同じ) 付で「マジスティ ゴルフ株式会社」に商号変更予定)

住所：東京都千代田区外神田1丁目8番13号 (但し、平成30年9月に東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号明治生命館 7 階に本店移転予定)

(乙) 吸収分割承継会社

商号：マルマンH&B株式会社

住所：東京都千代田区外神田1丁目8番13号 (但し、平成30年9月に東京都千代田区神田司町2丁目12番12号神田司町ビル2階に本店移転予定)

第3条 (承継する権利義務)

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙1「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、本効力発生日以降、乙が本吸収分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条 (本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式100株を発行し、その全てを甲に対して割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金の額 300,000,000円
- （2）資本準備金の額 会社計算規則に従って乙が定める額とする。
- （3）利益準備金の額 会社計算規則に従って乙が定める額とする。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2018年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき、株主総会決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき、株主総会決議による承認を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日後においても、別途合意する場合を除き、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合（次条に定める場合が生じることが確実となった場合を含む。）には、甲及び乙は、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙において、本効力発生日の前日までに本契約について甲又は乙の株主総会の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

2018年7月20日

甲：東京都千代田区外神田1丁目8番13号
マルマン株式会社
代表取締役 松下 高広 ④

乙：東京都千代田区外神田1丁目8番13号
マルマンH&B株式会社
代表取締役 溝田 勝彦 ④

承継権利義務明細表

本効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の2017年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産（但し、商標権を除く。）

承継対象事業のみに属する以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、売掛金、商品、前払費用、未収入金、その他仮払金、未収利息、仮払消費税、貸倒引当金、本社勘定、その他承継対象事業のみに属する一切の流動資産

(2) 固定資産

建物付属設備、工具、器具及び備品、ソフトウェア、のれん、投資有価証券、長期前払費用、差入保証金、その他承継対象事業のみに属する一切の固定資産

2. 承継する債務

承継対象事業のみに属する以下の負債

(1) 流動負債

買掛金、未払金、預り金、返品調整引当金、借受消費税等、その他承継対象事業のみに属する一切の流動負債

3. 商標権

(1) 本効力発生日の直前において、甲が所有し、かつ承継対象事業のみに使用されている商標権（登録の有無を問わず出願中のものを含み、国内外を問わない。）

(2) 前項に定める商標権に該当しない商標権（「マルマン」及び「maruman」の文字を含む商標権を含む。）、その他の知的財産は、甲から乙に対し承継されないものとし、本効力発生日以降において乙が承継対象事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

4. 承継する契約（但し、雇用契約を除く。）

承継対象事業のみに関して甲が締結した、売買基本契約、取引基本契約、製造委託契約、物流契約、業務委託契約、肖像権使用同意書、建物質貸借契約、その他承継対象事業のみに関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（未発生のものその他の潜在債務を含む。）。

5. 承継する雇用契約

別紙2に記載する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（未発生のものその他の潜在債務を含む。）。

以上

~~~~~  
別紙2

承継従業員（従業員番号）

（以下、省略）

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ① 対価の総数に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際し普通株式100株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に対して割当交付します。

本件分割に際して、吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付いたしますところ、吸収分割承継会社は当社の100%子会社であり、吸収分割承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定したものであり、相当であると判断いたしました。

##### ② 吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして相当であると判断しました。

a. 資本金の額 300,000,000円

b. 資本準備金の額 会社計算規則に従って吸収分割承継会社が定める額とする。

c. 利益準備金の額 会社計算規則に従って吸収分割承継会社が定める額とする。

#### (2) 吸収分割承継会社における最終事業年度に係る計算書類等

吸収分割承継会社の第1期事業年度は、会社設立の日である平成30年7月6日より平成30年9月30日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。吸収分割承継会社の設立の日の貸借対照表は、次のとおりです。

| 資産の部   |         | 負債・純資産の部 |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 科目     | 金額      | 科目       | 金額      |
| 現金及び預金 | 1,000千円 | 資本金      | 1,000千円 |
| 資産合計   | 1,000千円 | 負債・純資産合計 | 1,000千円 |

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はございません。
  
- (4) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はございません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社のフラッグシップモデル「マジェスティ」のより高いブランドイメージの構築と、アジアをはじめとする世界各国へのマジェスティブランドの更なる浸透を図るため、当社の商号を「マジェスティ ゴルフ株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、平成30年10月1日といたしたいと存じます。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                              | 変 更 案                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>(商号)<br>第1条 当社は、マルマン株式会社と称し、英文ではMaruman & Co., Ltd.と表示する。 | 第1章 総 則<br>(商号)<br>第1条 当社は、 <u>マジェスティ ゴルフ株式会社</u> と称し、英文では <u>MAJESTY GOLF Co., Ltd.</u> と表示する。 |

以 上

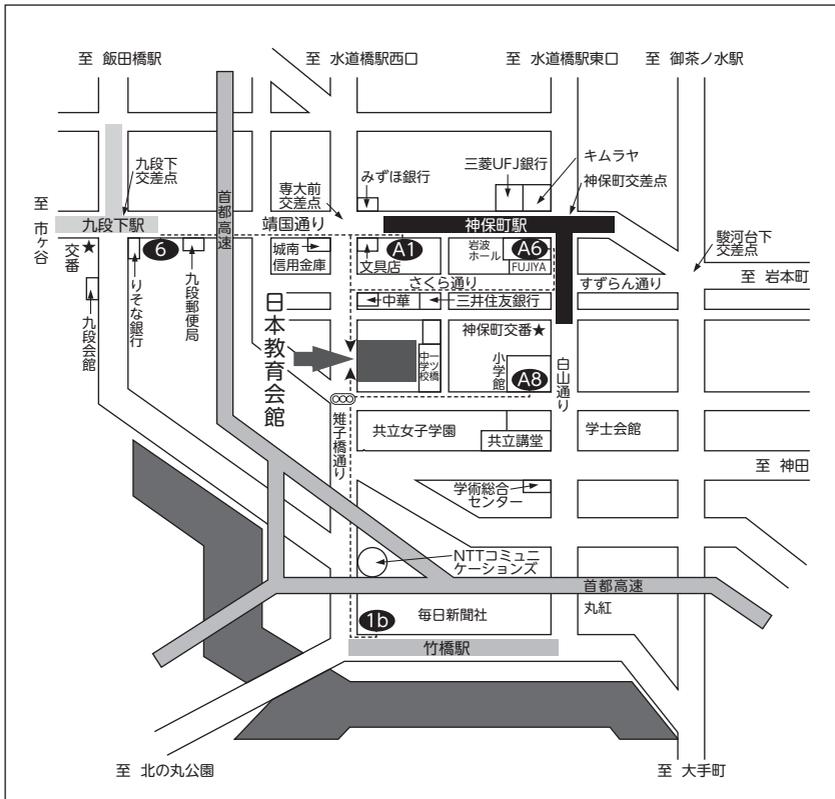
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
 日本教育会館 707号室  
 電話 03-3230-2831

なお、本会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



## 《交通》

- 地下鉄 都営新宿線・東京メトロ半蔵門線 神保町駅(A1出口)より徒歩3分  
 都営三田線 神保町駅(A8出口)より徒歩5分  
 東京メトロ東西線 竹橋駅(北の丸公園側出口・1b)より徒歩5分  
 東京メトロ東西線 九段下駅(6番出口)より徒歩7分  
 J R 線 総武線 水道橋駅(西口出口)より徒歩15分



総会会場までのルート  
をスマートフォンでも  
ご確認ください。



※フィーチャーフォンではご覧いただくことができません。